

(案)

雇 児 発 第 号
 平 成 2 2 年 月 日

都 道 府 県 知 事
 各 指 定 都 市 の 市 長 殿
 児 童 相 談 所 設 置 市 の 市 長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成22年度地域小規模児童養護施設に係る保護単価について

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」については、本日付厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、同通知の第7により、地域小規模児童養護施設（平成12年5月1日児発第489号厚生省児童家庭局長通知「地域小規模児童養護施設の設置運営について」により指定されたもの）に適用される保護単価については以下のように定め、平成22年4月分の支弁から適用することとしたので通知する。

1. 一般分事務費保護単価

地域区分 区 分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
地域小規模 児童養護施設	円 220,290	円 216,690	円 214,290	円 213,090	円 211,900	円 210,700

地域区分 区 分	3/100	その他
地域小規模 児童養護施設	円 209,500	円 208,300

(うち管理費 41,380円)

2. 加算分保護単価

寒冷地加算分、乳児加算分、1・2歳児加算分、年少児加算分、事務用採暖費加算分、除雪費加算分、学習指導費加算分及び特別生活指導費加算分保護単価並びに民間施設給与等改善費について支給対象とし、児童養護施設を地域小規模児童養護施設と読み替えて支弁することとする。

3. 事業費保護単価

児童養護施設を地域小規模児童養護施設と読み替えて支弁することとする。

(案)

雇児発 第 号
平成22年 月 日

都道府県知事
各 指定都市の市長 殿
中核市の市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成22年度小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設
に係る保護単価について

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」については、本日付厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、同通知の第7により、小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設（平成15年7月1日雇児発第0701004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設の設置運営について」により指定されたもの）に適用される保護単価については以下のように定め、平成22年4月分の支弁から適用することとしたので通知する。

1. 一般分事務費保護単価

地域区分 区 分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
小規模分園型 (サテライト型) 母子生活支援施設	円 139,140	円 136,860	円 134,580	円 133,070	円 131,550	円 130,030

地域区分 区 分	3/100	その他
小規模分園型 (サテライト型) 母子生活支援施設	円 127,750	円 125,480

(うち管理費 34,822円)

2. 加算分保護単価

寒冷地加算分、事務用採暖費加算分及び除雪費加算分保護単価並びに民間施設給与等改善費について支給対象とし、母子生活支援施設を小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設と読み替えて支弁することとする。

3. 事業費保護単価

母子生活支援施設を小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設と読み替えて支弁することとする。

○児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費についての一部改正新旧対照表（案）

改正後	現 行
<p style="text-align: right;">児 発 第 4 5 0 号 昭和62年 5 月 20 日</p>	<p style="text-align: right;">児 発 第 4 5 0 号 昭和62年 5 月 20 日</p>
<p>[一部改正]昭和63年 4 月 7 日 児企第321号 平成元年 5 月 29 日 児発第390号の 3 平成 2 年 6 月 7 日 児発第475号の 5 平成 4 年 4 月 10 日 児発第382号の 7 平成 5 年 4 月 9 日 児発第331号の 7 平成 6 年 6 月 29 日 児発第639号の 4 平成 7 年 4 月 3 日 児発第371号の 7 平成 8 年 6 月 24 日 児発第618号の 7 平成 9 年 5 月 28 日 児発第375号 平成10年 6 月 12 日 児発第457号 平成11年 4 月 1 日 児発第321号 平成11年 4 月 30 日 児発第418号 平成12年 5 月 19 日 児発第520号の 2 平成13年 8 月 2 日 雇児発第507号の 2 平成14年11月11日 雇児発第1111005号 平成15年 5 月 23 日 雇児発第0523004号の 2 平成16年 7 月 16 日 雇児発第0716004号 平成17年 6 月 1 日 雇児発第0601005号 平成17年10月28日 雇児発第1028005号の 2 平成18年 6 月 27 日 雇児発第0627009号 平成19年 7 月 25 日 雇児発第0725001号の 6 平成20年 6 月 12 日 雇児発第0612014号の 5 平成21年 6 月 29 日 雇児発第0629001号の 5 平成22年 月 日 雇児発 第 号</p>	<p>[一部改正]昭和63年 4 月 7 日 児企第321号 平成元年 5 月 29 日 児発第390号の 3 平成 2 年 6 月 7 日 児発第475号の 5 平成 4 年 4 月 10 日 児発第382号の 7 平成 5 年 4 月 9 日 児発第331号の 7 平成 6 年 6 月 29 日 児発第639号の 4 平成 7 年 4 月 3 日 児発第371号の 7 平成 8 年 6 月 24 日 児発第618号の 7 平成 9 年 5 月 28 日 児発第375号 平成10年 6 月 12 日 児発第457号 平成11年 4 月 1 日 児発第321号 平成11年 4 月 30 日 児発第418号 平成12年 5 月 19 日 児発第520号の 2 平成13年 8 月 2 日 雇児発第507号の 2 平成14年11月11日 雇児発第1111005号 平成15年 5 月 23 日 雇児発第0523004号の 2 平成16年 7 月 16 日 雇児発第0716004号 平成17年 6 月 1 日 雇児発第0601005号 平成17年10月28日 雇児発第1028005号の 2 平成18年 6 月 27 日 雇児発第0627009号 平成19年 7 月 25 日 雇児発第0725001号の 6 平成20年 6 月 12 日 雇児発第0612014号の 5 平成21年 6 月 29 日 雇児発第0629001号の 5</p>
<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における 施設機能強化推進費について</p>	<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における 施設機能強化推進費について</p>

改正後

現 行

<p>(略)</p> <p>別紙</p> <p>施設機能強化推進費実施要綱</p> <p>第1 目的 (略)</p> <p>第2 一般事業 1 (略)</p>	<p>標記については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知)及び「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)をもって通知されたところであるが、この経費の適切な運用を図るため、今般、別紙のとおり実施要綱を定めたので、管内児童福祉施設に対し周知徹底のうえ、格段のご指導を願いたい。</p> <p>おって、昭和55年10月1日児発第858号本職通知「児童福祉施設及び精神薄弱者援護施設における地域参加・交流促進費については、廃止する。ただし、昭和61年度以前分の取扱いについては、なお従前の例による。</p> <p>別紙</p> <p>施設機能強化推進費実施要綱</p> <p>第1 目的 児童福祉施設において、(1)施設がもつ専門的な知識や技術等を活かし、地域の人々を対象とした相談、指導等を実施するとともに、施設と地域等との交流を促進することにより、入所児(者)の生きがいの高揚や家庭復帰、社会復帰にむけての自立意欲の助長を図るため、(2)施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難・誘導體制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図るため、(3)養護施設の入所児童に一定期間小集団での訓練を行うことにより、施設退所後の児童の社会的自立の促進を図るため、施設機能の充実強化を推進する。</p> <p>第2 一般事業 1 事業の種類及び内容 (1) 種類 ① 社会復帰等自立促進事業 ア. 施設入所児等社会(家庭)復帰促進事業 イ. 心身機能低下防止事業 ウ. 処遇困難事例研究事業 ② 専門機能強化事業 ア. 養育機能等強化事業 イ. 広域入所促進事業 ③ 総合防災対策強化事業 (2) 内容 別表のとおり</p>
---	---

改正後

現 行

2 (略)

3 (略)

- 2 事業の選択
 事業は各施設の運営状況等から可能な範囲で実施するものとする。ただし、保育所については、別添に掲げる次世代育成支援対策交付金対象事業及び、保育対策等促進事業等を複数実施する保育所において実施するものとする。
- 3 加算の方法等
 事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事(指定都市、中核市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。)に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について必要な審査を行い、必要と認めた場合は次の方法により加算すること。
 なお、個々の事業の加算の認定に当たっては、相応の規模及び頻度で計画的、積極的に実施することにより、入所児(者)処遇等施設運営の充実強化に効果が期待できるものについて対象とすること
 また、当該施設において「児童福祉施設最低基準」(昭和23年12月29日厚生省令第63号。以下「最低基準」という。)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限り、かつ、
 おって、第2の1の(1)の②のイの事業の加算の認定に当たっては、当分の間、別に定めるところによること。
 (1) 個々の事業毎の加算額は、別表にあるそれぞれの単価を限度額とすること。
 (2) 施設当たりの加算総額は、入所施設にあっては年額75万円以内(ただし、第2の1の(1)の①及び②のアの事業のみを行う場合は年額50万円以内とし、助産施設(第二種助産施設に限る。)にあっては、第2の1の(1)の③の事業のみを対象とし、年額45万円以内とする。)、保育所にあっては、第2の1の(1)の③の事業のみを対象とし、年額15万円以内とする。
 なお、第2の1の(1)の②のイの事業を実施する場合においては、上記により算定された加算額に45万円以内の金額を加えることができることとする。
 ただし、実所要額がこれを下回る場合は実所要額とし、また、1施設当たりの加算総額が10万円未満の場合は国庫負担の対象としないこと。

改正後	現 行
<p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第3 特別事業 1 児童養護施設分園型自活訓練事業 (以下「分園事業」という。) (1) (略)</p>	<p>(3) この加算額は、5月に支弁する事務費等の加算分として支弁するものとする。 ただし、助産施設(第二種助産施設に限る。)に対する支弁月及び認定額の算定等については、次の算式に準じて、個々の施設状況により決定するものとする。</p> <p>認定額＝施設機能強化推進費加算分保護単価 (10円未満については四捨五入)×その施設の5月初日の定員等 (保育所の場合は、5月初日の入所人員)</p> <p style="text-align: center;"> $\left[\begin{array}{l} \text{施設機能強化推進費加算分保護単価(")} = \\ \text{施設機能強化推進費} \div \text{その施設の5月初日の定員等} \\ \text{(")} \end{array} \right]$ </p> <p>4 支出対象経費 ・需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費(茶菓)、光熱水費、医療材料費)・役務費(通信運搬料。ただし、社会福祉法人会計基準を適用する場合には、通信運搬費、広報費、手数料及び損害保険料とする。)・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金(総合防災対策強化事業に限る。)・委託費(総合防災対策強化事業に限る。)</p> <p>5 対象除外 デイ・サービス事業及びショート・ステイ事業等別途国庫補助金が交付される事業及び都道府県等の単独補助事業を実施している施設については同種の事業は対象から除外すること。</p> <p>第3 特別事業 1 児童養護施設分園型自活訓練事業(以下「分園型事業」という。) (1) 事業の内容等 ア 対象児童 分園型事業の対象児童は、児童養護施設に入所している児童であって、退所前の一定期間に自立のための個別指導訓練を行うことが、効果的であると施設長が認める児童であること。 施設長は、対象児童を選定したときは、速やかに都道府県知事及び関係者に通知すること。</p>

改正後

現 行

- イ 対象施設等
分園型事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。
都道府県及び指定都市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別添様式2により、この申請及び指定の結果を当局家庭福祉課長まで報告すること。
- (7) 当該施設において「最低基準」が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。
 - (イ) 入所率の高い施設を優先すること。なお、4月1日現在の入所率は原則として90%を下回らないことが望ましいこと。（ただし、極端に低いものは認められないこと）
 - (ウ) 本体施設の一部を分園とするものは認められないこと。
 - (エ) 同一施設において、本事業と地域小規模児童養護施設を同時に指定することは認められないこと。
 - (オ) 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由が無く、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。
- ウ 対象児童の居住場所
指定施設の敷地外の独立家屋又はアパート等とし、通常の生活に必要な設備を有すること。
- エ 訓練期間・対象人員
訓練期間は、退所予定日前のおおむね1年間とし、定員は、認可定員のうち6人程度とすること。
- オ 事業の実施及び訓練の内容
分園型事業の全般についての実務上の責任者（事業担当責任者）を配置し、次の指導項目についてあらかじめ個別指導訓練計画を定め、児童の社会的自立に向けての生活指導等を行うこと。
また、夜間において児童だけの生活とならないよう職員の配置を考慮すること。
- ・自活のための生活指導
 - ・職業適性を高める指導
 - ・社会参加のための準備指導
 - ・学習指導
 - ・余暇の活用指導

改正後

(2) 加算の方法等 (略)

ア 事業費の限度額

本事業の実施に要する経費は、一施設当たり年額4,692,000円を限度とする。この場合、年度内における各月初日入所児童の平均が4人を下回る場合は、支弁の対象としないこと。

イ (略)

2 (略)

現 行

(2) 加算の方法等

指定施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認められた場合は次により加算すること。

ア 事業費の限度額

本事業の実施に要する経費は、一施設当たり年額4,680,000円を限度とする。この場合、年度内における各月初日入所児童の平均が4人を下回る場合は、支弁の対象としないこと。

イ この加算額は5月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする。

$$\begin{aligned} \text{加算額} &= \text{分園型事業費加算分保護単価} \\ &\quad (10円未満については四捨五入) \\ &\quad \times \text{その施設の5月初日の定員} \\ &\quad \text{分園型事業費加算分保護単価} \\ &\quad \quad (10円未満については四捨五入) \\ &= 1 \text{施設当たり年額} \\ &\quad \div \text{その施設の5月初日の定員} \end{aligned}$$

2 家族療法事業

(1) 事業の内容等

ア 実施施設

この事業は、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設（以下「実施施設」という。）において実施するものとする。

イ 対象児童及び家族

この事業の対象者は、次の児童及びその家族とすること。

(ア) 実施施設に措置されている児童とその家族で、施設長が必要と認めたものであること。

(イ) 児童相談所、家庭児童相談室、実施施設等に相談があった在宅のひきこもり児童等とその家族で、都道府県知事が必要であると認めたものであること。

改正後	現 行
	<p>ウ 対象施設等 この事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。 都道府県及び指定都市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別添様式4により、この申請及び指定の結果を当局家庭福祉課長まで報告すること。</p> <p>(ア) 当該施設において最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。</p> <p>(イ) 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由が無く、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。</p> <p>エ 設備 必要に応じて、親子相談室、心理治療室、宿泊治療室等の設備を設けること。</p> <p>オ 事業の実施及び内容 対象児童等に対し、3か月から6か月を単位とした治療計画を立て面接治療、宿泊治療、親子レクリエーション、家庭訪問治療等を行うこと。</p> <p>(2) 加算の方法等 指定施設から、毎年度当初に別紙様式1を参照とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認められた場合は次により加算すること。</p>

改 正 後	現 行
<p>3 (略)</p>	<p>ア 事業費の限度額 本事業の実施に要する経費は、実施延家族数に応じて1施設当たり次の額を限度とする。ただし、年度内における実施延家族数が、年間75家族数を下回る場合はこの経費の支弁の対象としないこと。 (ア) 実施延家族数が年間125家族以上 年額 1,998,000円 (イ) 実施延家族数が年間125家族未満 年額 999,000円</p> <p>イ この加算額は5月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする。こと。 認定額＝家族療法事業費加算分保護単価 ×その施設の5月初日の定員 家族療法事業費加算分保護単価 (10円未満については四捨五入) ＝1施設当たり年額÷その施設の5月初日の定員</p> <p>3 施設入所児童家庭生活体験事業 (1) 事業の内容等 ア 対象児童 本事業の対象児童は、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び情緒障害児短期治療施設の措置児童であって、里親あるいはボランティア家庭等(以下「委託家庭」という。)で家庭生活を体験させることが適当であると施設長が認める児童であること。なお、保護者のいない(死亡あるいは行方不明)児童、保護者がいる場合でも養育拒否等家庭復帰が見込まれない児童を優先すること。 イ 対象施設等 本事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに認めるものであること。 ・ 当該施設において最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。 ウ 事業の実施及び内容 児童養護施設等の入所児童を週末及び夏季休暇等の連続した休暇の期間等を利用して、委託家庭において家庭生活を体験させることにより、社会性の涵養、情緒の安定、退所後の自立を促進すること。 (2) 加算の方法等 本事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認められた場合は次により加算すること。</p>

改正後

現 行

4 (略)

第4 報告等
(略)

別表 (略)

別紙様式1～5 (略)

別添1～4 (略)

ア 事業費の限度額

本事業の実施に要する経費は、対象児童一人当たり年額99,000円を限度とする。

イ この加算額は5月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする。

加算額=99,000円×その施設の年間対象者数

ウ 加算額が年間を通して99,000円に満たない場合は、その満たない額とする。

4 支出対象経費

・給料 ・職員手当等 ・共済費 ・賃金 ・需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費、光熱水費、医療材料費) ・役務費(通信運搬料。ただし、施設入所児童家庭生活体験事業に限り、社会福祉法人会計基準を適用する場合には、通信運搬費、広報費、手数料及び損害保険料とする。) ・旅費(交通費) ・謝金 ・備品購入費 ・原材料費 ・使用料及び賃借料

第4 報告等

1 本事業の経理は、昭和51年1月31日社施第25号厚生省社会局長・児童家庭局長通知「社会福祉施設を運営する社会福祉法人の経理規定準則の制定について」により行う(ただし、社会福祉法人会計基準を適用する場合には、当該基準により本事業の経理を行う。)ものであるが、一般事業及び特別事業ごとの収支の内訳について、補助簿を設けるなど明確に区分し、その実態を明らかにしておくこと。

2 本事業を実施した施設は、翌年度4月末日までに別紙様式1を参考とした事業実績報告書を都道府県知事に提出すること。また、特別事業を実施した施設は、各々、別紙様式3を参考とした児童養護施設分園型自活訓練事業実施報告書及び別紙様式5を参考とした家族療法事業実施報告書も併せて提出すること。

3 都道府県知事は、本事業を実施した施設については、監査時等随時事業の検証を行うこと。

4 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部(局)長は、別紙様式3の児童養護施設分園型自活訓練事業実施報告書及び別紙様式5の家族療法事業実施報告書を翌年度4月末日までに当局家庭福祉課長あて提出すること。

別表 (略)

別紙様式1～5 (略)

別添1～4 (略)